

## 2013 年度日中経済協会訪中代表团 中国ビジネス環境に関する改善要望事項

本要望は、標記代表团派遣にあたり、日中経済協会会員企業へのアンケートを中心として、可能な限り網羅的にとりまとめたものです。

### 目次

(1) 行政命令の問題.....	1
(2) 中国現地法人の設立・再編等行政手続き.....	2
(3) 規制緩和.....	2
(4) 知的財産権と技術取引.....	4
(5) 貿易と通関制度.....	5
(6) 外貨管理制度と銀行取引.....	6
(7) 税務.....	7
(8) 労務・社会保障等.....	8
(9) 政府調達.....	9
(10) 中国国家電リサイクル制度の問題.....	9
(11) その他.....	10

### (1) 行政命令の問題

- 南京市政府は大気汚染問題解決のため、今年 1 月、石炭使用量の多い市内の複数の企業に対して、閉鎖要求等を発表した。中国並びに南京市の環境基準を遵守している太平洋セメント子会社『江南小野田水泥有限公司（以下、江南小野田社）』もその中に含まれている。江南小野田社は、1993 年に国家（対外経済貿易部）から合弁期間 33 年の批准を受けた会社であり、経営期間はあと 13 年残されている。

江南小野田社の省エネは、世界トップレベルで、セメント 1 トン当たりの石炭原単位は中国の国家標準より 27% 低く（2012 年実績）、環境面でも今後の厳しい環境基準にも対応可能のように脱硝設備を設置済みである。

市政府の発表以降、閉鎖撤回の陳情を続けており、中日投資促進委員会においても対応のご努力をしていただいていると伺っているが、撤回には至っていない。環境問題の解決は中国政府にとって喫緊の課題であることは認識しているが、科学的根拠が一切示されることなく、2014 年閉鎖を要求することは極めて理不尽といわざるをえない。このような要求が、商務部を始めとする中央政府から容認されれば、他の外資系・日系企業の中国進出にも影響しかねないものと思われる。これまで、太平洋セメント並びに江南小野田社から、南京市政府に対して、直接または間接的に閉鎖撤回の要求をしていると聞いているところ、日中経済協会訪中代表団の派遣にあたり、改めて撤回を要望する。

## (2) 中国現地法人の設立・再編等行政手続き

- ビジネス展開に必要な政府機関での各種行政手続きでは、提出書類が多く、且つ、手続き開始から完了までに長時間（数週間～数カ月間）を要するケースが多い。円滑な事業展開のために、提出書類の簡素化および事務手続きの迅速化を要望する。

各種行政手続きに関して所管政府機関に問い合わせる際、中央と地方、あるいは担当者によって回答内容が異なり、対応に苦慮するケースがある。加えて、法令改正の際、行政手続きの整理が追いついていないケースがある。このため、法令改正後、手続きが不明瞭であったり、長期化したりするなど、現場で混乱が生じている。中央政府機関から地方政府機関への指示の徹底などにより、行政対応・法令運用が全国で統一的に行われ、また、法令改正に対応した行政手続きの迅速な整理、徹底を図るよう改善いただきたい。

- 中国政府は行政効率向上などを目的に、2013年3月の全人代で「国務院機構改革」と「機能転換」を採択した。とりわけ機能転換では生産経営活動の審査項目の削減や工商登記制度の改革などを行うとしており、中国でビジネス展開する外資企業にとって歓迎すべき決定である。一方で、スピード感をもって改革を行っていることも関係していると思われるが、国務院各部・委間や、中央と地方での行政手続きのすり合わせが不十分なため、現場で混乱をきたすこともある。例えば、運用細則を制定する前に新法が施行されてしまい、その運用が地方行政任せのため地域ごとに対応が異なること、また、パスポート預かり証などの公安発行の書類が他の役所では通用しないことなど。こうした縦割り行政の弊害は、中国経済を活性化させる足かせとなってしまうため、改善されるよう要望する。
- 独占禁止法認可手続きがスピーディーに処理されるよう要望する。

## (3) 規制緩和

- 現地法人での適正資本額までの減資は、法制度上で禁止はされていないが、実態は商務部門の認可がなされない。可能になるよう規制緩和を要望する。
- 国有企業との合併で、国有企業の持分を譲り受ける場合、出資者であっても公開入札を通じて落札する必要がある。出資者には優先買取権があることから、認定された資産評価機関の資産評価額を基に、協議で譲渡できるように改善されることを要望する。
- 外資出資比率の制限や国有資産買収等に関して、より一層の規制緩和の流れが進み、内外差別が完全撤廃に近づくことを要望する。
- 中国のWTO加盟時の約束では、加盟後4年以内に外資独資子会社の設立を許可すると定められ、現在100%外資の広告会社設立が認められている。しかし、その条件として、外国投資者が広告業務を主要業務として行っている企業でなければならず、外資参入には事実上の制限がかけられている。一定条件を満たせば主要業務でない企業も広告業務を展開できるよう規制緩和を要望する。
- 建設工事での工程設計資質について、外国企業でも取得できるように条件緩和を要望する。
- 外資が参入する不動産開発案件では、総投資額に対して50%以上の資本金が求められて

いるが（商务部办公厅关于贯彻落实《关于规范房地产市场外资准入和管理的通知》有关问题的通知商资字[2006]192号）、内資企業の開発案件は30%でも認められている（国务院关于调整固定资产投资项目资本金比例的通知国发〔2009〕27号）。この点を含めて、外資企業による不動産開発案件の認可条件が、内資企業案件と同様に扱われるよう要望する。

- 現在、香港・中国経済貿易緊密化協定（CEPA）企業（香港でCEPA認定書を有する香港企業が中国本土で設立した独資若しくはマジョリティを有する合弁企業）にしか認められていない外国資本（100%あるいは外資マジョリティ）の航空一代事業免許は今後も継続されるのであれば、香港以外からの外国資本でも当該免許を認可されるよう要望する。
- 政府調達法、情報セキュリティ等級保護管理弁法（MLPS）、商用暗号管理条例、電信条例、電信業務類目録、新電信業務管理弁法等、国際標準にそぐわない外資規制を緩和し、中国市場における健全な国際競争に寄与することを要望する。
- 2012年5月、改正強制自動車交通事故責任保険条例が施行され、これまで規制されていた機動車交通事故責任強制保険（以下、交強險）に外資企業が参加できるようになった。それ以降、日系以外の外資企業（米、独、仏、韓、台など）は順調に交強險の認可（定款変更・販売認可）を取得できている。しかし、審査申請済みの日系各社は、いずれも認可が下りていない状況が続いており、審査状況に関する説明も受けていない。よって、早急に保監会にて審査を進めていただき認可が下りるよう要望する。

これまでは、外資企業に交強險が開放されていなかったため、中国企業と外資企業（日系を含む）が提携を行い、中国企業が交強險を提供し、その提携先の外資企業が任意保険を提供する形態をとっていた。しかし中国では、事故の際に任意保険と交強險それぞれに請求を行わなければならない。任意保険と交強險の保険会社は「同じ保険会社」とすることが消費者の通常の見方であり、日系各社にとって現在の任意保険しか販売できない体制は、自動車保険市場への本格的な参加ができていない状況にあると言わざるを得ない。販売認可を取得することができれば、日系各社とも中国の多くの消費者に喜ばれるサービスを提供できる。日系企業の交強險が他の外資企業と同様に認可されるよう要望する。

- 出版社（電子書籍を含む）について外資規制があり、中国内で外資が出版社を設立することができない。また流通については、合弁等であることが条件となっている。このため、当該規制の緩和・撤廃を要望する。
- ゲーム・アミューズメント設備に関しては外資企業に対する一部の規制緩和が認められ、これを歓迎するとともに、オンラインゲームの配信規制の緩和等、更なる緩和・撤廃を要望する。また、映画、放送、音楽についても外資企業が事業を実施できるように、規制の緩和・撤廃を要望する。
- 中国では、外国からのコンテンツ（映画、音楽、ビデオCD/DVD/BD）の内容審査を行っており、国家新聞出版广电总局のうち、旧广电总局（SARFT）は映画、旧新聞出版総署は音像製品、電子出版物（音楽、ゲーム）、文化部はオンライン音楽・ゲーム、と同じコンテンツでも搭載されるメディアによって、異なる中央政府機関で内容審査しなければならない。中央政府で1つの外国コンテンツの内容審査部門を設立し、同内容のコンテンツは一度内容審査を通過すれば、他の政府機関での審査は不要とすることを要望する。

- 音像製品（ビデオ CD/DVD/BD）の販売は合弁企業に限られている。販売（卸売、小売）業務が 100%外資企業に許可されることを要望する。
- 化学品、医薬品等の販売製品について、従来当局への登録は不要であったものが、ある日突然、法律・規則が変更され、当該製品の当局への登録が必要となることがある。申請から登録までの審査期間が長いものでは数年も要する製品もあることから、当該期間は、未登録品を販売してしまうことになる。登録が義務付けられる前から継続して販売を行っている製品については、当局に申請してから審査が終了するまでの間、特例として販売継続許可を要望する。
- 交通運輸部の陸上輸送管理基準について、以下の 3 点を要望する。
  - ① 車両の違法改造と合法改造の基準を明確化していただきたい。例えば、パワーゲートを付けて走行するのは合法なのか違法なのか、違法ならどうすれば合法になるのか、明確な基準を設けていただきたい。
  - ② 国内トラック輸送市場において、過積載によってコストダウンを行っている輸送業者（含：運転手）は、公平な自由競争市場形成の妨げとなっている。対象者には、免許取り消しを含む罰則強化をしていただきたい。特に、高速道路での過積載を厳格に取り締まっていただきたい。過積載の問題は、安全だけでなく、道路保全の観点からも大いにメリットがあり、強靱なサプライチェーンを確保するためにも、安全な物流確保が重要である。
  - ③ 公路輸送免許を取得しても、所有・運営するトラック台数を別途申請する必要がある。申請手続きが複雑で時間を要するため簡略化を要望する。

#### (4) 知的財産権と技術取引

- 中国では全国知的財産侵害及び模倣品取締指導小組弁公室を商務部に設置する等を通じ知的財産権保護を強化しているものの、知財侵害問題は後をたたない。模倣品やインターネットを含む海賊版の取締強化、国民に対する知的財産尊重の意識醸成など、知的財産権保護の取組みの一層の推進、模倣品業者摘発対象者の行政処罰や刑事処罰の厳格化を要望する。
- 中国商標局が管轄する登録商標と国家知識産権局が管轄する外観設計特許が市場で衝突した場合、どちらの権利が優位に立つのか法律で明確に規定されていない。模倣業者摘発現場において当局（工商行政管理局）の対応が曖昧になっているため、登録商標と外観設計特許の関係性（出願の先後による優先権利の決定等）につき、法律や解釈での明確化を要望する。
- 中国では類似商標の登録が容易になっているため、類似商標登録審査の厳格化を要望する。類似商標に絡む問題の提訴地については、類似商標問題発生地以外に原告側（正規商標使用権利者）の法定所在地も可能にしていきたい。
- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、更なる公開の促進（透明性の担保）を図ることを要望する。最近は公開の促進が図られているが、必ずしも全てが公開

される状況ではない。また、審理における応答期間や公証については、外資企業は多大な負担を強いられており、改善をお願いしたい。

- 外国で著名な商標の保護につき、中国での馳名商標登録の有無にかかわらず、第三者による不正な使用・登録・輸出（OEM 専用品）を排除する仕組みの整備を更に進めることを要望する。
- 税関における模倣品の取り締まり情報をより広範囲に、望ましくは全てについて、速やかかつ詳細に開示していただくことをお願いしたい。
- 特許保証責任がライセンサーに帰属すること、改良技術は中国ライセンシーに帰属することなどが、中国での技術ライセンスの障害となっており、これらの改善を要望する。
- インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）やインターネットを通じたコンテンツの配信事業者が、海賊版や不正流通コンテンツに対して適切に責任を負うと共に、著作権侵害、商標権侵害や名誉毀損等に関する発信者情報開示請求についても適切に行うよう要望する。

## (5) 貿易と通関制度

- 福島原発事故により、現在も日本 10 都道府県からの輸入規制が行われているが、これが早期に解消されることを要望する。放射能の影響については、地域全体での禁止ではなく、輸入品を個別に検査する方式に改めていただきたい。
- WTO 情報技術協定（Information Technology Agreement : ITA）は、1997 年の発効以来 IT 関連製品の関税撤廃により同製品の貿易量の増大、雇用創出、技術革新、そして世界経済の発展に大きな役割を果たしてきた。更なる世界経済の発展のために、協定発効以来 16 年間一度も更新されていない対象製品を技術進歩に合わせ拡大すること、定期的に対象製品をアップデートするメカニズムを構築すること、更に、加盟国の拡大が喫緊の課題となっている。

2012 年 5 月以来、WTO にて拡大交渉が順調に進んできたが、2013 年 7 月、中国政府は突然センシティブ品目を約 80 品目から約 150 品目に増やしたため、最終段階に差し掛かっていた WTO での交渉が中断を余儀なくされた。ITA 拡大は、全世界の GDP に 190 億ドル/年のプラス成長をもたらすと予想されている。なかでも、世界有数のハイテク製品の輸出国である中国は、ITA 拡大により、国内の雇用増加、技術革新、経済成長を通じて世界最大の裨益国となることは疑いの余地がない。

ITA 拡大交渉が再開されたことを歓迎するとともに、本年内の交渉終了に向けて、中国政府が交渉参加国・地域から称賛される主導的役割を果たされることを期待する。

- FTA 原産地証明書取得要件が不透明である。FTA を利用するための原産地証明書を商検局から取得するにあたり、条文とは異なる、或いは、条文に記載の無い独自の要求がなされることがあり、このような要求に従って発給された原産地証明書は、条文とは異なる内容となる結果、輸入国で当該原産地証明書が条文違反と判断されてしまうため、FTA が利用出来ない等の損害を被る事例が生じている。

例えば、ASEAN-中国 FTA では、施行細則上に原産地証明書に記載する HS コードは輸入国の HS コードとする旨の規定があるが、中国各地の商検局は、輸入国と輸出国（中国）の HS コードが異なる品目について、自国（中国）の HS コードを記載するよう要求しているため、上記の理由から FTA が利用出来ない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTA の利用に遅れが生ずる等の状況が続いている。

中国中央政府から各地方の商検局に対して、条文と矛盾した、あるいは条文に記載の無い内容の要求を行わないよう指導の徹底を要望する。

- 輸出入手続きは、本公司（本社）名義でなければ許可されないため、分公司（支店）が輸出入を行う際には、分公司所在地税関にて、本公司名義で通関を行っている。この輸出形態では、本公司での押印や通関書類の分公司への返送などの手続きに時間を要し、突発的な通関業務需要に対応できない。本公司から委任を受けることにより、分公司名義でも輸出入手続きができるように改善していただくことを要望する。
- 通関手続きにおける提出書類を削減していただきたい。
- 国際海運条例に基づく NVOCC（無船承運業務）の資格がない業者が BL の発行や訂正等を行う不法行為が発生し、正当な企業が実損を受けている。今以上の取り締まりの強化、罰則の適用を要望する。
- 中国港口（特にメイン・ポート）における港使用料金は、同じ作業にも地域差があり、地方によって特殊費用徴収等もあるが、費用基準が統一されることを要望する。
- 通関について、以下の 4 点を要望する。
  - ① 通常に通関業務において、決裁者不在により滞るケースが多い。処罰にかかるような大きな問題が無い場合は、決裁者不在時は権限の委譲を規則化することにより、一般業務を滞留しないように改善していただきたい。
  - ② 1 元の貨物でも HS 番号や申告要素の提出が必要であり、少量のサンプル等でも大きな労力を必要としており、中国政府にとっても税収の割に手間が多いのではないかとと思われるため、少額簡易申告制度の設置を提言したい。なお、日本では 20 万円以下は少額扱いとなっている。
  - ③ 税関総署が発布した法令、通達の解釈、運用方法が各地地方税関によって異なる。税関内部講習等により、全国統一見解で運用していただきたい。
  - ④ 各省毎に税関システムが異なるため、データ連携が困難である。システム統合、共通化を図っていただきたい。

## (6) 外貨管理制度と銀行取引

- 2012 年 6 月より円と元の直接取引が解禁されたが、対象が輸出入貨物の貿易決済に限定されている。物流業でも運賃等の日本との決済が多額にあり、物流業等のサービス業に対しても早急な解禁を要望する。
- 2013 年より中国現地法人（子会社）によるクロスボーダーの資金預入に対する規制が緩和され、中国外の直接資本関係を持つ親会社に限定した中国子会社からの資金預入が外貨

建のみ認められることになったが、中国内の子会社が中国外の親会社より受け取る利息には、企業間取引として営業税が課されることが判明した（参考：中国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引なので営業税が課されない）。本件に関して、中国現地法人の経営環境改善の一環として以下の3点を要望したい。

- ① 貸付、預入できる対象は、中国外の直接資本関係を持つ親会社だけでなく、間接親会社や兄弟会社へも拡大していただきたい。
  - ② 利息にかかる営業税は、企業・銀行間取引引きと同様、不課税としていただきたい。
  - ③ 資金の預入は、外貨建だけではなく人民元建も可能としていただきたい。
- 日本の本社と現地法人（子会社）の貸金の継続に関して、親子ローンの取り扱いでのロールオーバーが認められていない。規制緩和促進をお願いしたい。
  - 現在認められていない非金融機関同士の金銭消費貸借契約の認可も要望したい。
  - 中国の外貨管理制度では、非經常取引に属する対外支払に関して、必要書類となる税務手続き等が煩雑であり、実質的に対外送金が認められない事例が存在する。このような規制は海外からの投資意欲を減退させ、投資の阻害要因となるものであり、規制緩和をお願いしたい。

## (7) 税務

- 『交通運輸業および一部現代サービス業の営業税の増値税転換徴税試行税収政策の全国展開に関する通知』（財政部・国家税務総局 財税[2013]37号、以下『37号令』）施行による国際輸送運賃への増値税課税について、交通運輸業および一部の現代サービス業に対する営業税の増値税への転換については2013年8月より全国実施となったが、日系企業各社で混乱の声が上がっている。

例えば、「国際運輸に間接税（流通税）を課してしまうと、国内の税金が国境を越えて課税されてしまうので、他の国々では免税・ゼロ税率にしているのが実情である。中国国内企業が国外企業に対して提供するサービスについても、本来はゼロ税率が適用されることになっているが、実務上は試験改革の施行以降に課税されている」、「徴税権はそれぞれの国にあるとはいえ、国際運賃に対しての国内税法（増値税）で徴税することの妥当性に疑問」といった意見が寄せられている。

加えて『37号令』において国際運輸業は免税と規定されているが、ここでの国際運輸業は、同法付属文書4第1条に定められている条件（国際船舶輸送経営許可証の保有など）を満たす、船会社や航空会社の輸送行為に限定される。それ以外の役務対価（代理運輸費用など）は、物流業ではなく、現代サービス業に分類され、国際物流に付随して提供される役務であっても、中国国内で代金の受け払いが行われる場合は、6%の増値税が課税される。つまり輸送行為は通常、「物流会社→物流代理会社→貨運代理会社→顧客」という経路で手配が行われるが、「物流会社→物流代理会社」の部分は増値税課税が免除されるが、「物流会社代理会社→貨運代理会社」「貨運代理会社→顧客」の部分は、免税にならないことになる。有識者によると、「荷主の立場は、物流代理会社を介在させることで負担

増となり、物流代理会社の需要を引き下げることにもなり、現代物流サービス業発展の足枷になるとも考えられる」との意見も聞く。

さらに、『37 号令』における仕入税額控除について、日系企業各社で解釈が異なっており、混乱を招いている。

以上を踏まえ、『37 号令』について、業態による待遇差や仕入税額控除の適用有無などの、日系企業の困惑した状況を収束できるよう、公平性の観点から見直しを要望する。

なお、営業税から増値税への移行（いわゆる「営改増」）は、主管の財政部/国家税務局が一般的な税改革として進めているが、個々の業界には事情があるので実施にあたっては関係官庁からの意見聴取、摺りあわせなどにも配慮していただきたい。

- 恒久的施設（PE）認定と短期滞在者免税について、本社からの派遣駐在員および出張者に対し、不当に PE の嫌疑をかけることなく、企業の申請に基づき速やかに海外送金の実現されるよう要望する。
- 外資企業に対する、みなし配当課税についての規制緩和をお願いしたい。
- また、移転価格税制の執行上、日系企業への同制度の適用の是非を考える際には、実態に即した適正な判断をお願いしたい。

## (8) 労務・社会保障等

- 中国では、特に昨今は人件費の高騰が著しい。政府の賃上げガイドラインに基づき、工場ワーカーレベルの上昇が激しく、その上昇率に引っ張られる形で、一般従業員の給料も上昇しており会社の運営上大きな問題となっている。結果的には中国の国際競争力にも多大な影響を及ぼすため、今後は賃金上昇率の増加を適切なレベルに抑制する政策を検討いただきたい。
- 省を跨いだ人事異動が容易となるよう、戸籍制度や社会保障制度の統一、改善を要望する。
- 労働契約法の無固定期間の条項により、会社内の活性化、新規雇用、新陳代謝を図ることができない実態があり、撤廃を要望する。
- 2011 年 7 月の社会保険法施行に伴い、中国で就労する外国人に対しても社会保険の納付が義務づけられており、北京市、天津市、広州市など納付を開始した都市で就業する日本人駐在員については、社会保険への二重加入、保険料の二重負担の状態となっている。この実態を一刻も早く解消するため、社会保障に関する日中二国間協定の早期締結を要望する。なお、北京市など強制加入が実施されている一部の地方政府に関しては、協定締結までの間は、社会保険料納付を免除する経過措置の実施をお願いする。
- 60 歳以上の駐在員の就労ビザ発給が困難となっていることから、年齢の上限引き上げを要望する。
- ビザ手続きの簡素化、迅速化を要望する。
- 外国籍人に対しては、身分証明としてのパスポートの常時携帯が義務付けられている。旅行者はともかく、駐在員等の労働許可や居留証取得者に対しては、中国の国民と同様な ID カードの発行を検討いただきたい。



## (9) 政府調達

- WTO 政府調達協定（Government Procurement Agreement：GPA）への早期加盟を要望する。2007年12月、2010年7月に続き、GPA加盟のための第3次改訂オファーを2012年末に提出するなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかしながら、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟が実現していない。2013年末までに第4次改訂オファー提出していただき、対象機関の拡大や調達基準額の十分な引き下げを実現するよう要望する。

なお、以下の問題を解決するためにも、中国がGPAに早期加盟することは喫緊の課題である。

  - ① 輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合がある。
  - ② 中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できない場合がある。
  - ③ 米国に続き、EUの公共調達でも中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。
- 日中韓 FTA、RCEP 交渉においては、政府調達章の追加を要望する。本年、日中韓 FTA 交渉、RCEP 交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参加できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。各交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを要望する。

## (10) 中国家電リサイクル制度の問題

- 日本企業を含む合弁企業が設立した家電リサイクルプラントについて、処理費用に対する補助金の一部は支払われたものの、今後の支払いについては本制度に則り、申請、審査、支払いが定められたルール通りに行われるよう希望する。
- 管理弁法上定められた市場からの回収料金は高く、現状ではテレビのみ可能な状態。資源の有効利用の観点からは、他の品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン）のリサイクルも重要である。これらの製品にはフロンや基板からの有害物質（鉛等）が含まれるため、適正な処理が求められる。

冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンに関しては、テレビに比べ集荷に困難が伴うことから、処理事業者に過度な負担が生じないように、実態に即した制度への改善を希望する。

また、発改委、財政部、環保部、工信部から出された「政策通知」では、補助金単価の変更が示唆されているが、十分な周知期間を置く、段階的な改定を行うなど、廃家電市場および処理事業者が混乱しないように配慮を希望する。

## (11) その他

- 経済統計の正確性が改善されるよう要望する。
- 代金回収には常に困難さが伴っており、司法制度での改善を要望する。
- 中国国内移動中に想定外の渋滞に巻き込まれることや、高速道路封鎖により正確な移動手段を選択できないケースがある。想定外の交通渋滞は、製品の安定供給を担う企業物流の足かせとなる。よって、高速道路等の工事情報、降雪時の高速道路封鎖情報、政府主催交通イベント等による交通規制に関する情報が、IT 等を活用し即時に入手できる環境が構築されるよう要望する。各企業が渋滞に対応できることは、サプライチェーンの強化につながる。
- リサイクルビジネスについて、税制面や認可上の優遇がなされるよう要望する。
- 省エネ、環境保全、食の安全等の取り組みへの助成金交付制度が充実されることを要望する。

以上